

<p>(趣旨) 議会基本条例の第24条は、議会は、この条例を施行した後、必要に応じて議会運営委員会において検証し、条例改正等適切な対応を行うものとしています。 また、平成30年12月の条例制定後、初めて4年の任期を経過する見込みであることから、基本条例への理解を再形成することとあわせ、4年を通しての達成状況について自己評価、点検を行うものとします。</p>	<p>(見直し手続き) 第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、議会運営委員会において検証し、必要に応じてこの条例の見直しその他適切な措置を講ずるものとします。</p>
---	--

評価、点検の項目

条文			議会としての評価(羽島市議会として条例の趣旨を実現できたか)	議員としての評価(組織としての実現に寄与することができたか)	評価コメント(振り返りおよび今後に向けて)		
第1章 総則	(目的)	第1条 この条例は、市民に信頼され、活力ある議会を構築するため、議会及び議員の役割、活動原則その他議会に関する基本事項を定め、もって市民福祉の向上及び羽島市の発展に寄与することを目的とします。	/	/	引き続き本条文の趣旨にしたがって活動していきます。		
	(用語の定義)	第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 市民 市内に居住し、通勤し若しくは通学する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。 (4) 会議等 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第102条に定める定例会及び臨時会、委員会並びに同法第100条第12項に定める会議をいいます。			引き続き本条文の趣旨にしたがって活動していきます。		
第2章 議会及び議員の活動原則	(議会の役割及び活動原則)	第3条 議会は、市民を代表する議員による合議制の議事機関としての特性を踏まえ、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを役割とします。 2 議会は、前項の役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき、活動します。 (1) 常に市民の視点に立ち、市民に対して開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。 (2) 市民の意見を広く求め、まちづくりに反映させるために必要な政策提言、政策立案等を行うこと。 (3) 市民の意思を尊重するため、市民参加の機会拡充に努め、情報提供を行うこと。 (4) 市長等による市政運営が適切に行われているかを監視し、評価すること。 (5) 専門的知見の活用並びに政策提言等に必要な研修及び視察の実施により、議会の機能強化に努めること。 (6) 議会の役割を不断に追及し、議会改革に継続的に取り組むこと。	5段階評価	5段階評価	各議員の意識・取り組みと市議会の評価に開きが見受けられ、議会全体としての取り組み強化が課題です。  議案の公開、委員会会議録の公開、本会議のライブ中継実施、傍聴人への閲覧用議案の貸し出しにより「開かれた」環境整備に努めてきました。  市議会として、本条文の趣旨にある「市民の多様な意見」の集約や、「市民参加の機会拡充」などについて、「議会の機能強化」や「議会改革の取り組み」が課題と考えられます。		
			5 十分にできた	1		5 十分にできた	1
			4 概ねできた	1		4 概ねできた	6
			3 ひととおりできた	4		3 ひととおりできた	7
			2 より努力が必要	7		2 より努力が必要	2
			1 取り組みが必要	4		1 取り組みが必要	2
			評点 39 達成率 43.3			評点 56 達成率 62.2	

条文		議会としての評価(羽島市議会として条例の趣旨を実現できたか)	議員としての評価(組織としての実現に寄与することができたか)	評価コメント(振り返りおよび今後に向けて)
(議員の役割及び活動原則)	第4条 議員は、市民の代表者として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から市全体を見据え、積極的に討議を行い、市民の多様な意見を市政に反映させることを役割とします。 2 議員は、前項の役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき、活動します。 (1) 市の政策形成に関する調査研究及び多様な観点から市民の意見聴取に努めること。 (2) 議会が言論の府であること及び意思決定機関であることを十分認識し、議員間の自由な議論を重んずること。 (3) 市民福祉の向上及び羽島市の発展を目指して活動すること。 (4) 議会活動及び議員活動について市民に対する説明責任を果たすこと。 (5) 品位を保ち、誠実かつ公正に活動すること。	5段階評価 5 十分にできた 1 4 概ねできた 1 3 ひとつおりのできた 3 2 より努力が必要 10 1 取り組みが必要 4 評点 40 達成率 44.4	5段階評価 5 十分にできた 0 4 概ねできた 8 3 ひとつおりのできた 6 2 より努力が必要 3 1 取り組みが必要 1 評点 57 達成率 63.3	各議員の意識・取り組みと市議会の評価に開きが見受けられ、議会全体としての取り組み強化が課題です。  前条(議会の役割及び活動原則)との関係において、議会の機能強化につなげるよう、議員力(※)の向上も課題と考えられます。  近年の趨勢などから「市民の代表者」として議員の活動が注目されてきており、「市民福祉の向上や市の発展を目指して」活動することとあわせて「説明責任をはたす」ことへの期待も高まっています。
	第3章 市民と議会との関係	(市民参加及び市民との連携) 第5条 議会は、人事案件、政策形成過程等の案件を除き、原則として会議等を公開するものとします。 2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保するよう努めるものとします。 3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。 (1) 意見交換会 (2) パブリックコメント (3) アンケート調査 (4) その他議会が必要と認める方法	5段階評価 5 十分にできた 2 4 概ねできた 8 3 ひとつおりのできた 7 2 より努力が必要 0 1 取り組みが必要 0 評点 63 達成率 70.0	5段階評価 5 十分にできた 3 4 概ねできた 8 3 ひとつおりのできた 5 2 より努力が必要 2 1 取り組みが必要 0 評点 66 達成率 73.3
(広報・広聴活動の充実)	第6条 議会は、市民の知る権利を尊重し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、多様な方法を用いて、広報・広聴活動の充実に努めるものとします。 2 議会は、広報・広聴活動の充実を図るため、議員で構成する会議体を設置することができます。	5段階評価 5 十分にできた 5 4 概ねできた 4 3 ひとつおりのできた 8 2 より努力が必要 0 1 取り組みが必要 0 評点 65 達成率 72.2	5段階評価 5 十分にできた 5 4 概ねできた 6 3 ひとつおりのできた 7 2 より努力が必要 0 1 取り組みが必要 0 評点 70 達成率 77.8	本条例の施行にあたり「広報広聴委員会」を設置し、議会だよりの編集、意見交換会の実施に取り組んできた結果と見受けられます。  前条との関連において、条文の趣旨にある「市民の多様な意見」の把握や意思決定への反映という観点からの広報広聴活動の充実に努めるよう取り組んでいくことが課題と考えられます。

※議員力(※):ここでは、法などのほか基本条例の趣旨により、市民福祉の向上と市の発展に寄与するため、議会活動に対して議員一人ひとりがもつ力のことを指しています。

条文			議会としての評価(羽島市議会として条例の趣旨を実現できたか)	議員としての評価(組織としての実現に寄与することができたか)	評価コメント(振り返りおよび今後に向けて)	
第4章 議会と行政との関係	(議論の充実)	第7条 議員は、定例会本会議において一般質問又は代表質問をすることができます。 2 議員は、市長等に対する質問及び質疑(以下「質問等」といいます。)について、広く市政の課題に関する論点及び問題点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができます。 3 市長等は、会議等における質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て、当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができます。 4 議会は、市長等が提案する施策等について、必要に応じ、市長等に対し、その政策形成過程の説明を求めることができます。 5 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができます。	5段階評価 5 十分にできた 1 4 概ねできた 2 3 ひととおりできた 4 2 より努力が必要 10 1 取り組みが必要 1 評点 46 達成率 51.1	5段階評価 5 十分にできた 2 4 概ねできた 7 3 ひととおりできた 8 2 より努力が必要 0 1 取り組みが必要 1 評点 63 達成率 70.0	各議員の意識・取り組みと市議会の評価に開きが見受けられ、議会全体としての取り組み強化が課題です。  第3条(議会の役割及び活動原則)、第4条(議員の役割及び活動原則)との関係において、「広く市政の課題に関する論点及び問題点」が明らかになる質問、質疑となるよう、議会の機能強化や、議員力(※)の向上も課題と考えられます。	
	(議決事項の追加)	第8条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができます。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事項については、別に条例で定めます。			引き続き本条文の趣旨にしたがって活動していきます。	
第5章 議会の機能強化等	(議員間の自由討議)	第9条 議員は、議会の役割を果たすため、積極的に議員間の自由討議に努め、議論を尽くすものとします。 2 議員間討議は、原則として委員会における活動として行うものとします。	5段階評価 5 十分にできた 3 4 概ねできた 7 3 ひととおりできた 5 2 より努力が必要 3 1 取り組みが必要 0 評点 64 達成率 71.1	5段階評価 5 十分にできた 3 4 概ねできた 6 3 ひととおりできた 7 2 より努力が必要 2 1 取り組みが必要 0 評点 64 達成率 71.1	定例会ごとに常任委員会で議員間討議を行うことにより、議案を含めて議員どうしの意識のみならず理解の共有が図られたとの実感が結果につながったものと見受けられます。  引き続き第3条(議会の役割及び活動原則)、第4条(議員の役割及び活動原則)との関係を含め、議会の機能強化や、議員力(※)の向上も課題と考えられます。	
	(政策検討会議の設置)	第10条 議会は、市政の課題に関し政策の提言、条例の策定等の必要があると認めるときは、議員で構成する政策検討会議を設置することができます。			引き続き本条文の趣旨にしたがって活動していきます。	
	(専門的知見の活用)	第11条 議会は、議案等の審議の充実及び政策形成機能の強化のため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとします。			引き続き本条文の趣旨が実現できるよう努めていきます。	
	(議員研修)	第12条 議会は、議会の機能強化等のため議員研修の充実強化に努めるものとします。	5段階評価	5段階評価		コロナウイルス感染症の蔓延による行動制限などで研修受講の機会が減ったことが結果につながったものと見受けられます。  コロナ禍の経験を経て、研修の形態も変化し、デジタル化の推進の要素を含め、議会の機能強化等のため、研修の充実強化に努めていきます。
			5 十分にできた 0	5 十分にできた 0		
4 概ねできた 3			4 概ねできた 8			
3 ひととおりできた 7			3 ひととおりできた 4			
2 より努力が必要 7			2 より努力が必要 5			
1 取り組みが必要 1			1 取り組みが必要 1			
評点 55 達成率 61.1	評点 55 達成率 61.1					

条文			議会としての評価(羽島市議会として条例の趣旨を実現できたか)	議員としての評価(組織としての実現に寄与することができたか)	評価コメント(振り返りおよび今後に向けて)
第6章 災害時における議会及び議員の活動	(災害時における議会の活動)	第13条 議会は、大規模災害等が発生したときは、議長を中心に羽島市議会災害対策本部を設置し、市内の被害状況等の情報共有を図り、かつ市長等と連携するとともに適切な対応について協議し、市民の安全確保及び被害の拡大防止に努めるものとします。	5段階評価 5 十分にできた 0 4 概ねできた 1 3 ひととおりできた 9 2 より努力が必要 6 1 取り組みが必要 2 評点 45 達成率 50.0	5段階評価 5 十分にできた 0 4 概ねできた 2 3 ひととおりできた 8 2 より努力が必要 5 1 取り組みが必要 3 評点 45 達成率 50.0	議会としてまとまった訓練を実施した経験がないことが、結果につながったものと見受けられ、議会としての取り組み強化が課題です。  コロナ禍の経験を経て、デジタル化の推進の要素を含め、議会の災害対応力強化に努めていきたいと考えます。
	(災害時における議員の活動)	第14条 議員は、大規模災害等が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとします。 2 議員は、大規模災害等が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導、避難所に対する支援を行う等、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとします。	5段階評価 5 十分にできた 0 4 概ねできた 1 3 ひととおりできた 9 2 より努力が必要 7 1 取り組みが必要 1 評点 46 達成率 51.1	5段階評価 5 十分にできた 0 4 概ねできた 2 3 ひととおりできた 9 2 より努力が必要 5 1 取り組みが必要 2 評点 47 達成率 52.2	地域での防災訓練等に参加している議員もいるが、各議員の認識が結果につながったものと見受けられ、前条(災害時における議会の活動)の趣旨とあわせ、議会としての取り組み強化が課題です。  コロナ禍の経験を経て、デジタル化の推進の要素を含め、議会の災害対応力強化につながるよう、議員力(※)の向上に努めていきたいと考えます。
第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬	(政治倫理)	第15条 議員は、市民の代表者として市政に携わる機能及び責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動します。	5段階評価 5 十分にできた 2 4 概ねできた 2 3 ひととおりできた 5 2 より努力が必要 7 1 取り組みが必要 2 評点 49 達成率 54.4	5段階評価 5 十分にできた 4 4 概ねできた 7 3 ひととおりできた 4 2 より努力が必要 2 1 取り組みが必要 1 評点 65 達成率 72.2	各議員の意識・取り組みと市議会の評価に開きが見受けられることから、議会全体としての取り組み強化が課題です。  第1条、第4条との関連を含め「市民の代表者」としての自覚と倫理意識の形成に努めていきたいと考えます。
	(議員定数)	第16条 議員定数は、第3条に定める議会の役割及び活動原則に基づき、議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、羽島市議会議員の定数を定める条例(平成12年羽島市条例第38号)により定めるものとします。 2 議員定数を変更するときは、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討するものとします。			
(議員報酬)	第17条 議員報酬は、羽島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和42年羽島市条例第32号)に定めるものとします。 2 議員報酬を変更するときは、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討するものとします。				

条文			議会としての評価(羽島市議会として条例の趣旨を実現できたか)	議員としての評価(組織としての実現に寄与することができたか)	評価コメント(振り返りおよび今後に向けて)
第8章 政務活動費等	(政務活動費)	第18条 法第100条第14項から第16項までに定める政務活動費は、会派に交付します。 2 政務活動費の交付を受けた会派は、第4条に定める議員の役割及び活動原則に基づき、これを適正に使用し、その透明性を確保しなければなりません。	5段階評価 5 十分にできた 4 4 概ねできた 6 3 ひととおりできた 5 2 より努力が必要 1 1 取り組みが必要 1 評点 62 達成率 68.9	5段階評価 5 十分にできた 7 4 概ねできた 4 3 ひととおりできた 5 2 より努力が必要 1 1 取り組みが必要 0 評点 68 達成率 75.6	政務活動費が議会内での活動のための「公金」であることに一定の理解があることが、結果につながったものと見受けられます。  引き続き、第4条にいう「市民の代表者」としての役割を意識し、公金の取り扱いに対する強い意識において、使途基準に従った活動を行うとともに、市民に対する説明責任を果たすことを求めていると考えています。  議会活動に対して、政務活動費を使用して行った政務活動の過程や成果を示すなど、制度を含め市民の理解を形成することが課題と考えます。
	(会派)	第19条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有して活動する議員で構成します。			
第9章 議会事務局等	(議会事務局)	第20条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、議会事務局を設置します。 2 議会事務局は、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとします。	5段階評価 5 十分にできた 4 4 概ねできた 8 3 ひととおりできた 5 2 より努力が必要 1 1 取り組みが必要 0 評点 69 達成率 76.7	5段階評価 5 十分にできた 3 4 概ねできた 11 3 ひととおりできた 4 2 より努力が必要 0 1 取り組みが必要 0 評点 71 達成率 78.9	引き続き、条文の趣旨にしたがい、「議会」としての活動に不可欠な役割を担っていきます。
	(議会図書室)	第21条 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとします。	5段階評価 5 十分にできた 3 4 概ねできた 4 3 ひととおりできた 10 2 より努力が必要 1 1 取り組みが必要 0 評点 63 達成率 70.0	5段階評価 5 十分にできた 3 4 概ねできた 3 3 ひととおりできた 9 2 より努力が必要 3 1 取り組みが必要 0 評点 60 達成率 66.7	コロナ禍の経験を経て、デジタル化の推進の要素を含め、図書の充実のみならずフレキシブル機能を含め、「議会機能の強化」につながるような取り組みが課題と考えられます。

条文			議会としての評価(羽島市議会として条例の趣旨を実現できたか)	議員としての評価(組織としての実現に寄与することができたか)	評価コメント(振り返りおよび今後に向けて)
	(予算の確保)	第22条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能の充実を図るため、必要な予算の確保に努めるものとします。			引き続き本条文の趣旨が実現できるよう努めていきます。
第10章 補則	(他の条例等との関係)	第23条 議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならないものとします。			引き続き本条文の趣旨が実現できるよう努めていきます。
	(見直し手続き)	第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、議会運営委員会において検証し、必要に応じてこの条例の見直しその他適切な措置を講ずるものとします。			平成30年に施行後、初めての検証である。引き続き本条例の趣旨が実現できるよう努めていきます。